

令和5年度 久留米市ふるさと納税 返礼品提供事業者説明会

令和5年2月
総務部総務課

1 ふるさと・くるめ応援寄付の状況

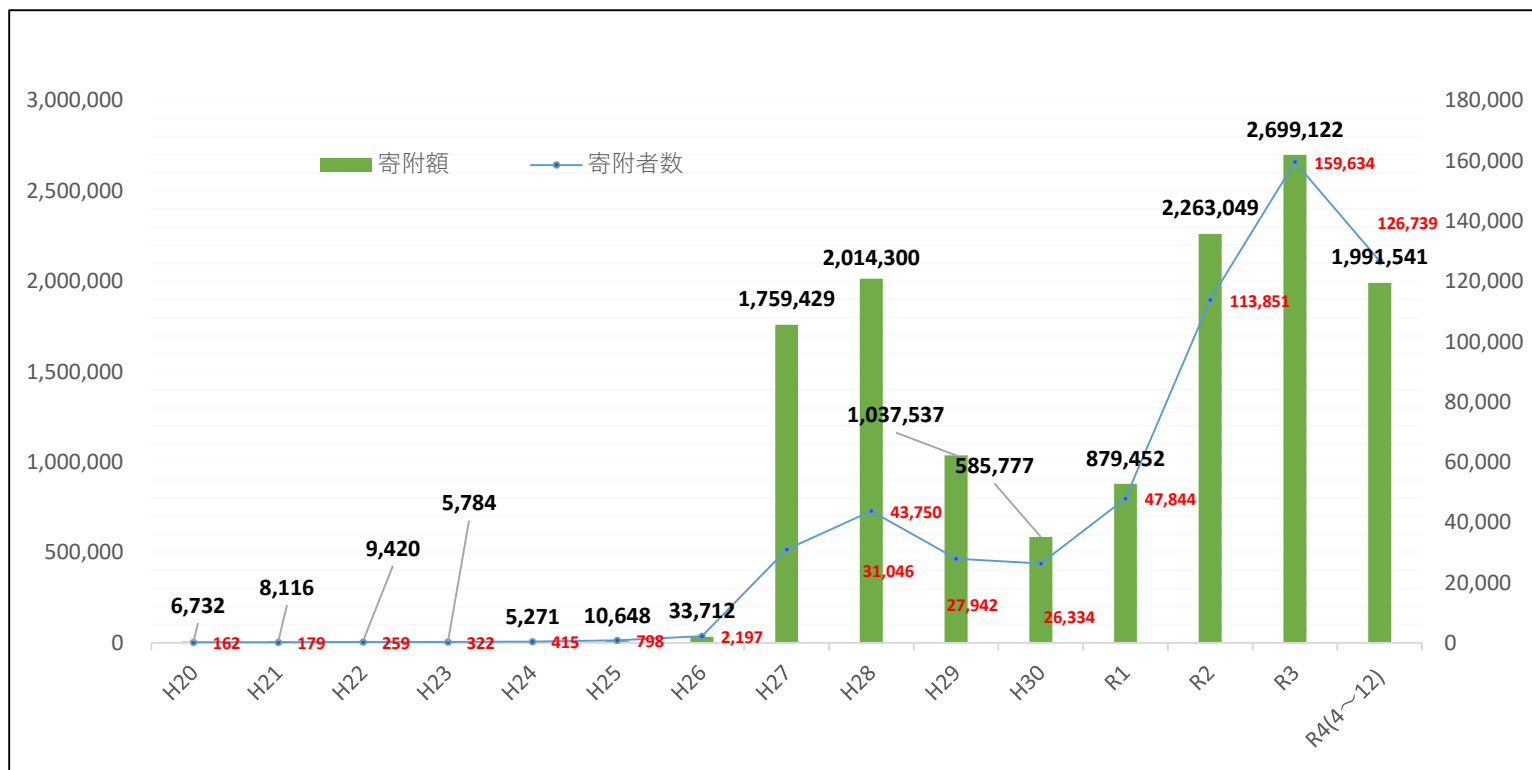
1. 寄附実績について

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
寄附額(千円)	6,732	8,116	9,420	5,784	5,271	10,648	33,712
寄附者数(件)	162	179	259	322	415	798	2,197

※最近の動き

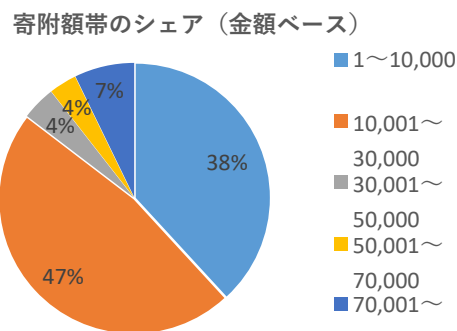
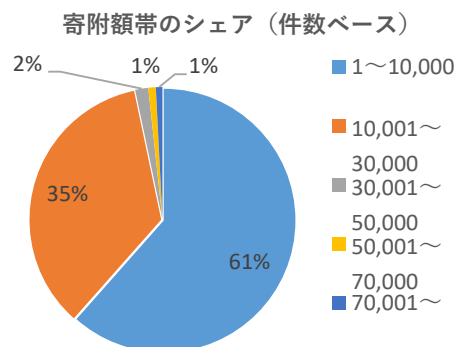
- ・寄附額に対する返礼割合の見直し
(寄附額の3割に統一) H29.10月～
- ・一部の人気返礼品(自転車等)の
取扱い中止 H29.10月～
- ・ふるさと納税指定制度開始 R1.6月～

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4(4～12)
寄附額(千円)	1,759,429	2,014,300	1,037,537	585,777	879,452	2,263,049	2,699,122	1,991,541
寄附者数(件)	31,046	43,750	27,942	26,334	47,844	113,851	159,634	126,739



2. 各ポータルサイト別及び寄附額別受入状況（2022年4月～12月実績）

区分	件数	割合	金額(円)	割合
楽天	25,687	20.3%	548,186,000	27.5%
ふるさとチョイス	20,732	16.4%	375,824,575	18.9%
さとふる	64,964	51.3%	733,935,000	36.9%
ふるなび	11,854	9.4%	238,877,000	12.0%
ANAポータル	1,533	1.2%	26,401,000	1.3%
au Pay	601	0.5%	12,003,000	0.6%
本舗	109	0.1%	2,129,000	0.1%
百選	764	0.6%	13,035,000	0.7%
特設サイト・その他	495	0.4%	41,151,330	2.1%
合計	126,739	100%	1,991,541,905	100%



3. カテゴリ別（2022年4月～12月実績）

	割合(件数)	割合(金額)
肉	8.6%	8.5%
酒・飲料	3.0%	0.8%
ラーメン＆うどん	1.4%	1.1%
農産物	56.9%	40.1%
スイーツ	4.4%	3.2%
鍋セット	0.7%	0.7%
加工食品	6.5%	6.9%
ゴルフ	3.4%	5.1%
タイヤ	0.0%	0.1%
靴	0.4%	1.2%
久留米餅	0.1%	0.1%
藍胎漆器	0.0%	0.1%
ギター	0.0%	0.2%
雑貨	13.4%	28.9%
ベビー用品	0.9%	2.7%
花木	0.2%	0.2%
体験プラン	0.1%	0.3%

【2022年4月～12月人気返礼品（寄附額ベース）】

	必要寄附額	返礼品	件数
1	10,000	【さとふる限定】2023年2月発送開始 あまおう約300g×4パック(約1 200g)	40,112
2	30,000	マイクロバブルシャワー「ピュアブルⅡ」チタンブラック	7,226
3	30,000	マイクロバブルシャワー「ピュアブルⅡ」グリッターホワイト	5,481
4	12,000	特別栽培 あまおう 300g×4パック 計1.2kg ふくおかエコ農産物	11,488
5	30,000	マイクロバブルシャワー「ピュアブルⅡ」シャンパンゴールド	3,513
6	10,000	★さとふる限定★【数量限定】2022年12月発送開始 あまおう約270g×4パック(約1,080g)	9,466
7	10,000	割れチョコアソート 12種（準チョコレート）1Kg	4,968
8	10,000	ドライエイジングビーフ	4,211
9	10,000	訳有り！！鰻蒲焼約140g×5尾 計約700g！！	2,521
10	26,000	LNCプラセンタルスキンケアホワイトシリーズ（しっとりセット）	908

【ふるさと納税指定制度】（令和元年6月～）

- ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外

総務大臣による指定の基準

基準① 募集適正実施基準

基準② 返礼割合3割以下基準

基準③ 地場産品基準

※ 各地方団体は、指定を受けている期間を通じて、各基準に適合した募集を行う必要

⇒ 基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときには、指定を取消し

※以下のいずれにも該当すること

① 制度趣旨に沿った募集の方法

- 一 地方団体による第一号寄附金〔都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金〕の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
 - イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
 - ロ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
 - ハ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
- 二 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

② 経費総額5割以下

- 二 各年度において第一号寄附金の募集に要した費用の額の合計額が、当該各年度において受領した第一号寄附金の額の合計額の100分の50に相当する金額以下であること。ただし、各年度において受領した第一号寄附金の額の合計額が少ないことその他のやむを得ない事情があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

③ 他団体への多大な影響

- 三 平成30年11月1日から申出書を提出する日までの間に、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような第一号寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による第一号寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の第一号寄附金を受領した地方団体でないこと。

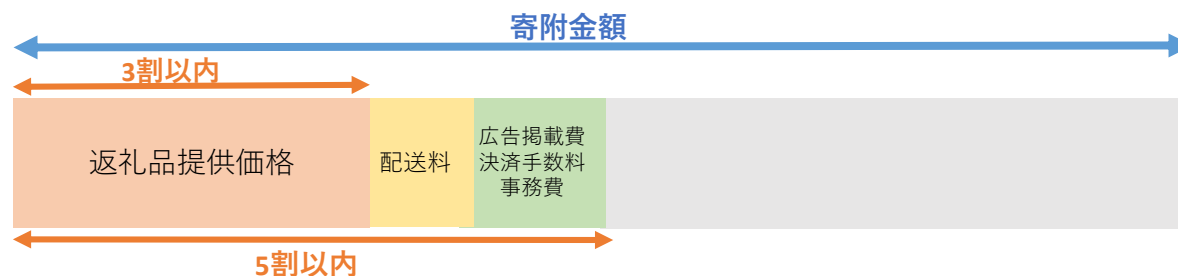
【総務省告示基準と久留米市の現状】

令和4年1月現在、総務省が示している募集に要する経費総額5割以下の基準

⇒達成できない可能性。



ふるさと納税の指定団体から除外される可能性も・・・



<募集に要する経費>

- ・返礼品の調達に係る費用：返礼品等の調達費用
- ・返礼品の送付に係る費用：返礼品等の運送料・梱包費用
- ・広報に係る費用：新聞広告・インターネット広告の掲載に係る費用
- ・決済等に係る費用：クレジットカード決済の手数料・金融機関の取扱手数料
- ・事務に係る費用：ふるさと納税専任職員人件費、ポータルサイト掲載委託料

返礼品のご提案について（注意）

- （１）新規提案
- （２）規格変更
- （３）寄付金額設定、送料について

(Ⅰ) 新規返礼品提案について

◎**随時募集**（但し、11月～1月を除く）

◎**新規返礼品の提案は年度内 5 点まで**

【注意】

- ・ **地場産品基準**（12ページ以降参照）を確実に満たす必要があります
- ・ 提出書類や提出先に変更はありません
- ・ **久留米市返礼品選定委員会（1回/月）**を経て採用となります
そのため提案書提出のタイミングによっては、
受付開始まで 1～2 か月お時間をいただく場合があります

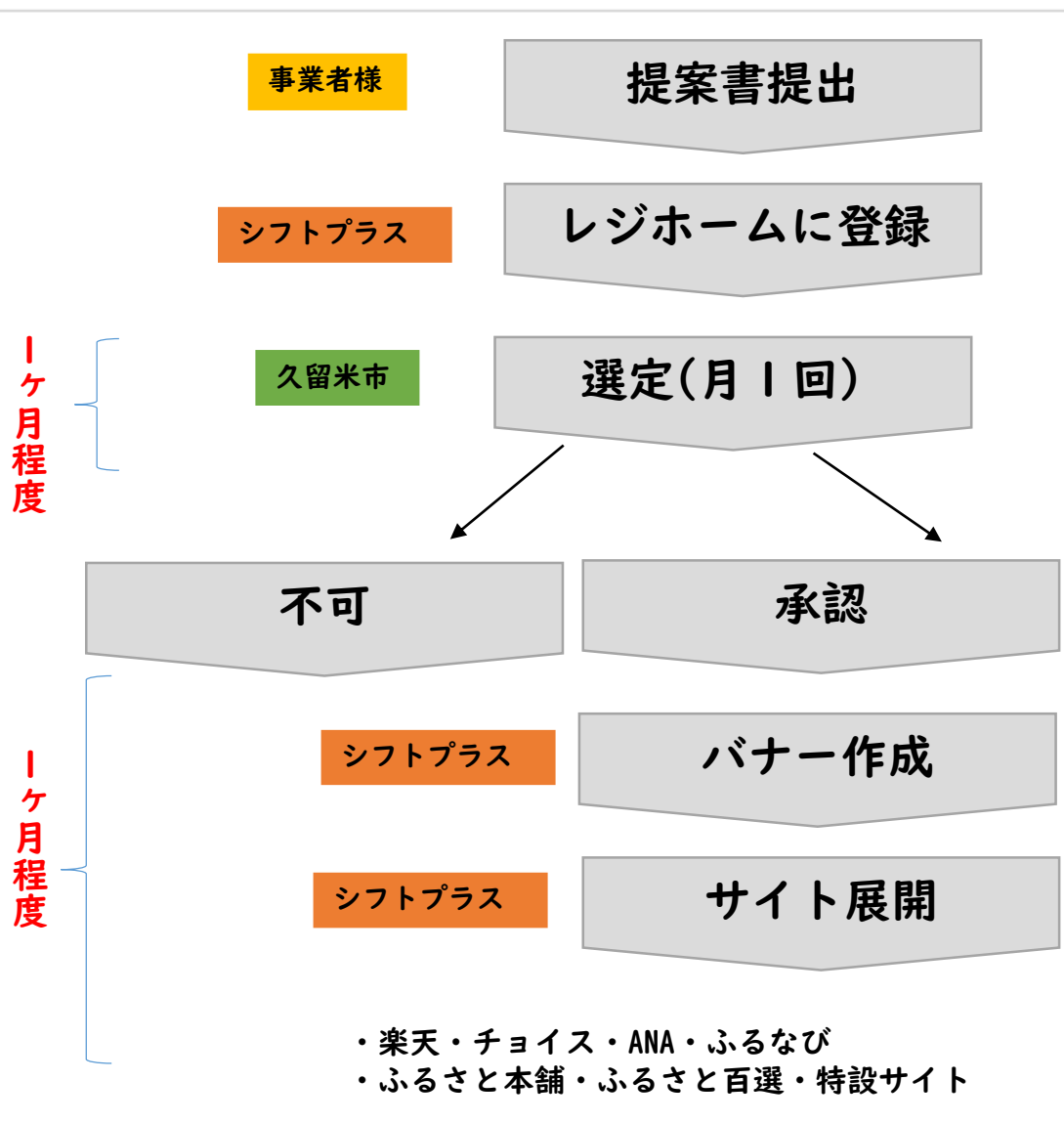
(2) 既存返礼品規格変更について

◎規格変更（商品代、内容量、説明文等）

→変更内容を十分に確認のうえ
ご提案をお願いします

※変更内容が反映するまで一定期間受付を停止させていただきます。

■掲載までの流れ



掲載後 内容の修正が多くなると…

■修正作業のため、掲載を一時停止する必要がある。

・ ランキングに入っている場合は**順位が下がる**可能性がある。

・ 停止期間があると成績が加算されなくなる。

・ ページを見ることができないため寄附の取りこぼしにも繋がる。

■告知なしで内容の変更があるとクレームに繋がる場合がある。

→金額が上がる場合は**事前の周知**でトラブルを回避。

■何度も修正が入ると**対応が煩雑**になる。

・ バナーの修正は簡単にできることではない。
デザインの作業次第では修正に時間がかかり、公開までに時間がかかる場合もある。

・ 事業者様とシフトプラスのやり取りも内容次第では複数回必要になる。

■システムの調整も必要になる場合がある。

修正のある場合は

1度に**まとめて**、
変更点を**分かりやすく**
お伝えください。

(3) 寄附額の設定、送料について

〈令和5年度〉

○寄附額（変更なし）

1,000円刻み

○寄附額の設定について（一部追記）

【基本】返礼品代が寄附額の30%以下となるよう設定

ただし、上記により設定した寄附額と送料の割合を考慮し、
久留米市にて寄附額を調整する場合があります

○返礼品の送料（変更なし）

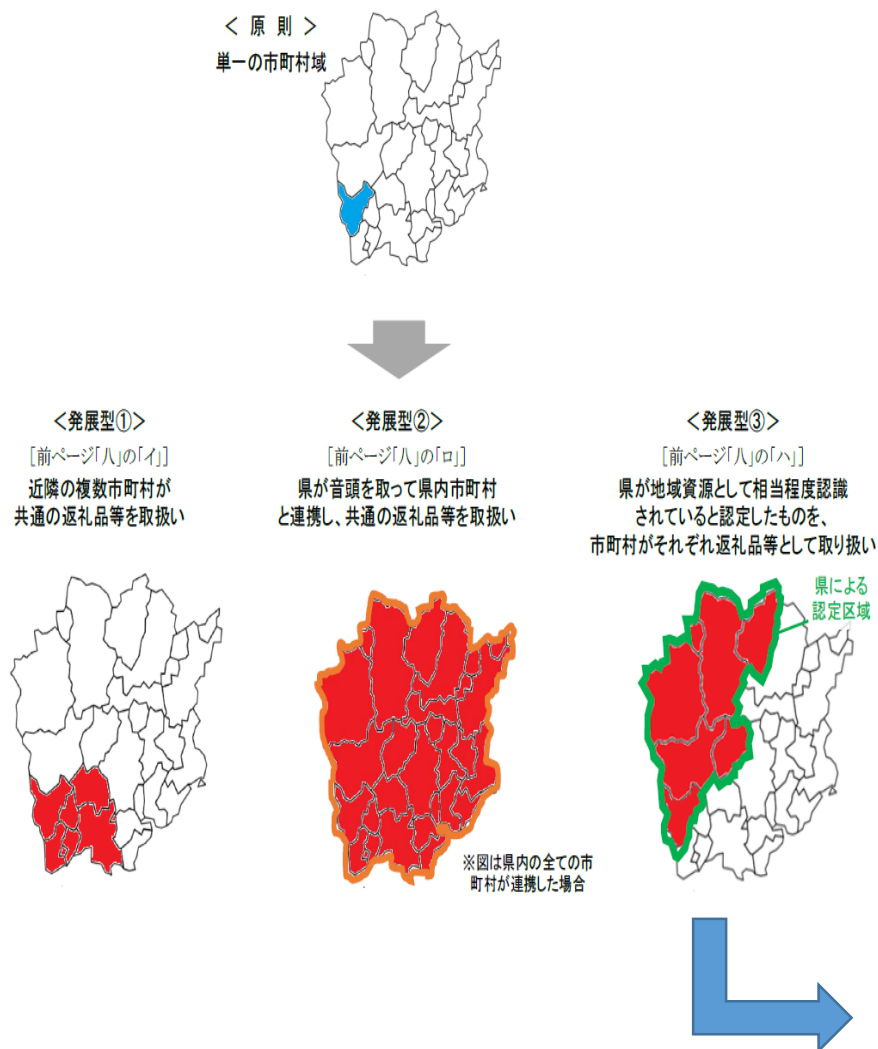
原則ヤマト運輸Web出荷サービスによる配送

→配送実費額を市が負担

※経費総額5割以下の基準を満たす必要があるため、
ご理解ご協力のほどよろしくお願いします

※以下のいずれかに該当すること

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。



平成31年総務省告示第179号第5条第8号
ハに基づき福岡県が認定する地域資源

認定する地域資源	該当市町村	適用開始日
辛子明太子	全市町村	令和元年6月1日
博多和牛	全市町村	令和元年6月1日
もつ鍋	全市町村	令和元年6月1日
はかた一番どり	全市町村	令和元年6月1日
はかた地どり	全市町村	令和元年6月1日
水炊き	全市町村	令和元年6月1日
豚骨ラーメン	全市町村	令和元年6月1日
ラー麦	全市町村	令和元年6月1日
夢つくし（米）	全市町村	令和元年6月1日
元気つくし（米）	全市町村	令和元年6月1日
あまおう	全市町村	令和元年6月1日
とよみつひめ（いちじく）	全市町村	令和元年6月1日
秋王（柿）	全市町村	令和元年6月1日
早味かん（みかん）	全市町村	令和元年6月1日
甘うい（キウイ）	全市町村	令和元年6月1日
八女茶	全市町村	令和元年6月1日
福岡有明のり	全市町村	令和元年6月1日

【地場産品と認められる具体例】

- 1 市内で生産された農産物（第1号）
- 2 市内で生産された原材料を使い、市外で製造された加工品（第2号）
（例：市内で生産された牛乳や果物を100%使用し、市外で製造されたジェラート）
- 3 市外で生産された原材料を使用し、市内で加工・品質保守を一元管理し、市内事業者の自社製品として販売しているもの（第3号）
（※「相応の付加価値」とは・・・：関税法施行規則（昭和41 年大蔵省令第55 号）参考
実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例
 - ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
 - ・ 単なる切断・選別・瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
 - ・ 改装・仕分け
 - ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
 - ・ 単なる混合・単なる部分品の組立て及びセットにすること
- 4 市内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、区域外で加工される牛肉（第4号）
- 5 市内で製造されたそばと市外で製造されたそばつゆのセット（第6号）